

# 令和5年度 受託業務等に係る人件費単価規定

(官公庁・行政機関向け)

株式会社カンテック  
2023年3月1日 制定

官公庁・行政機関からの受託業務等における人件費単価については、職務区分に応じて以下の基準を上限に計算するものとする。

人件費単価基準(単位:円、税抜き)

職種区分	金額(1時間)
取締役・執行役員級以上	10,000
部長・次長級以上	7,500
課長級以上	6,000
係長級以上	5,000
主任級以上	4,500
その他	4,000

・上記人件費に含まれない費用(旅費、物品費、その他受託業務等の実施に必要な経費)および一般管理費につきましては、別途計算する。

以 上